

回 答 書

業務名：「なら健康減塩食プロジェクト事業」

No.	質問	回答
1	品質、情報セキュリティ、個人情報保護等に関する認証資格がない場合、参加できないのでしょうか。	募集説明書 P2 の「3. 参加資格」に記載されておりますように、単独提案であり、かつ下記の(1)～(13)の参加資格すべてに該当する場合は参加資格があります。 お尋ねになっている様式 5 の「事業者概要書」の品質、情報セキュリティ、個人情報保護等に関する認証資格の欄は、該当する資格があれば記載していただく項目ですが、本業務の参加資格要件ではありませんので、該当する認証資格がなくても「3. 参加資格」を満たしている場合は、参加していただけます。 <募集説明書 P2 の参加資格> 単独提案によることとし、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。 (2) 会社更生法の規定による会社更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て中又は再生中でないこと。 (4) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置を受けていないこと。 (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。 (6) 奈良県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税について未納がないこと。 (7) 役員等が暴力団員でないこと。 (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。 (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。 (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

		(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 (12) 宗教活動や政治活動を活動目的としている法人でないこと。 (13) 企画から実践・評価までを一貫して履行できる者。
2	当初の企画提案書の内容は、子育て中の親の意見を反映することで、修正する必要性が出てくると思われる。その修正に伴う専門家の変更、作成ツールの内容変更、また予算組みの変更など、大幅に変更する場合が出てくると考えられるが、このような変更を認めてもらえるのか？	仕様書 P3 の「5. その他留意事項」の下記（１）（２）の考え方により、業務遂行にあたり修正が生じる場合は、その都度、県と協議していただくことになります。その結果、必要と判断されたものについては、当初の委託額の範囲内において変更を認める予定です。 ＜仕様書の「5. その他留意事項」＞ （１） 本事業を遂行するにあたり、奈良県と受託業者は必要に応じて協議を実施する。 （２） その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、奈良県と綿密な協議の上決定すること。
3	業務の委託費の支払いは、業務完了後一括ではなく、数回に分けて支払ってもらうことは可能ですか？	委託業務費の支払い方法は、事業完了後一括払いが原則ですが、それによりがたい場合は、業務実施時に概算払いも可能ですので、業務委託契約の締結前に県と相談して下さい。
4	子育て世代の定義について 本件における子育て世代の定義は？子どもの年齢の想定はあるのか？	子育て世代の定義及び子どもの年齢は、あらかじめ限定的に定めてはいません。本事業の主旨から、どのような世代（どのような子どもの年齢の親）をターゲットにするのが効果的かも含めてご提案願います。
5	子育て世代の食生活に関する調査及び分析について 対象者である子育て中の親 30 名のリクルーティングは、受託事業者が実施するのか？それとも奈良県で実施していただけるのか？	対象者である子育て中の親 30 名については、受託者が募集（集めて）ください。

6	事業実施中の記録写真の撮影について具体的にどの業務で、どのような写真を、どの程度必要になるのか？ グループインタビュー時や学習会の開催時の実施風景をイメージされていると思うが、その場合、個人情報に該当すると思われる、その記録写真の納品となると、参加者のリクルーティングにマイナス影響を与えることが懸念されるため。	少なくとも仕様書の「4. 業務内容」の(1)①グループインタビュー、②各家庭の料理中の塩分測定の調査、(2)のうち学習会、(3)(4)の減塩ツール作成及び普及啓発方法の検討におけるプロジェクトメンバーの意見集約の場面(撮影可能な場合)について、その様子がよくわかる記録写真を撮影してください。必要枚数は定めておりません。 なお、グループインタビューや学習会等、子育て中の親が関わる場面等は、事前に対象者に記録写真を撮ることの了解を得てください。また、撮影により、人物が特定されることの了解が得られない場合は、人物が特定されないような撮影方法で実施願います。
7	協働する専門家が、学会などで、調査結果などを発表しても良いか。	仕様書のP3の5. その他留意事項(5)に記載のとおり、成果物に関する一切の権利は、奈良県に帰属します。成果物の第三者への提供や内容の転載については、奈良県の承諾を必要とします。調査結果についても成果物と考えるので、奈良県の承諾を必要とします。
8	仕様書2頁にある、調査方法の②について塩分測定は、料理の現物ではなく、調理記録からの測定でも良いか。	仕様書のP2の調査方法②に記載のとおり、少なくとも各家庭の料理中の塩分測定は実施してください。 さらに、それ以外に効果的な調査方法があれば、あわせてご提案願います。